

国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院

介護老人保健施設 すこやかの森

入 所 利 用 約 款

(約款の目的)

第1条 国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院 介護老人保健施設すこやかの森（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人・連帯保証人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人及び連帯保証人を立てます。但し、利用者が身元引受人及び連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 連帯保証人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 300 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の入所利用サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所サービス利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反

する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、入所利用サービスの中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙「サービス提供に伴う利用者負担料金表」をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日前後までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人に対して、領収書を発行します。
- 4 お支払い方法は、口座振替となります。「預金口座振替依頼書」を速やかに提出してください。支払日（口座振替日）は、毎月27日（休日の場合は、翌営業日）とします。万一、口座振替が支払日出来なかった場合は、銀行振込（振込手数料は、利用者負担）となります。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者

の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することができます。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。
- 4 当施設は、利用者に対し、徘徊等により行方不明となった場合、舞鶴市、舞鶴警察署、徘徊SOSネットワーク等（舞鶴市外）等を通じて、捜索を依頼します。その場合、利用者個人の情報提供が必要となりますので協力機関等への情報提供に同意していただきます。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、舞鶴市及び京都府に連絡を行います。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院
介護老人保健施設 すこやかの森
施設入所サービス 重要事項説明書

(令和7年12月1日現在)

施設の概要と施設サービスについて

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- 施設名 国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院
介護老人保健施設 すこやかの森
- 開設年月日 平成12年3月21日
- 所在地 京都府舞鶴市字引土630番地
- 電話番号 0773-78-3001 FAX番号 0773-78-3005
- 管理者名 布施 春樹
- 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2652780012号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

(施設の目的)

当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とします。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(運営の方針)

- 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「生活に四季」と「心にぬくもりのあるケア」の中で過ごすことができるようサービス提供に努める。
- サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜勤	職務の内容等
・管理者	1			管理業務
・医師	1			医療業務
・看護職員	13	1	1	看護業務
・薬剤師		1		薬剤業務
・介護職員	27	1	4	介護業務
・支援相談員	3			相談業務
・理学療法士・作業療法士	3			リハビリテーション業務
・管理栄養士	1			管理栄養業務
・歯科衛生士	1			口腔衛生業務
・介護支援専門員	(兼任) 5			介護支援業務 (ケアプラン作成)
・事務職員	3			事務業務
・その他	3	3		運転、保守点検、清掃

(4) 入所定員等

- ・定員 100名 (うち認知症専門棟 40名)

- ・療養室 個室 24室、4人室 19室

(5) 通所リハビリテーション定員 35名

2. 介護保険施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていたらする状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 事故発生対応及び損害賠償

施設内で事故・事案が発生した場合、施設は誠心誠意、その対応に当たるものとする。

〈家族への連絡〉事故が発生した場合、速やかに家族に事故の発生状況及び利用者の状態について連絡します。

〈管轄市町村への報告〉施設従業者の過誤過失の有無に係わらず事故の為に治療の必要性が生じた場合は介護保険を管轄する行政当局へ届出を行います。

(損害賠償責任)

当施設の責に帰すべき事由により、当施設は、利用者に生じた損害を賠償する責任を負います。また、個人情報保護法に違反した場合も同様とします。

(損害賠償の免責事由)

当施設の責に帰すべき事由がない限り、当施設は、損害賠償責任を負いません。次の各号に該当する場合は、当施設の損害賠償は、免責となります。

① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。

- ② 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取及び確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、当施設の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用者が、当施設もしくはサービス担当者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

4. 苦情処理

当施設は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、以下のように、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応します。受け付けた苦情は、管理者及び関係部署責任者と協議の上、対応します。

- ① 受付窓口（支援相談員） ② ご意見箱（受付・2階フロア・3階エレベーターホール）
- ③ 電話 ④ 手紙 など

また、苦情に対する検討内容を施設内に掲示いたします。

行政苦情相談窓口

舞鶴市高齢者支援課	所在地 舞鶴市字北吸1044 電話番号 0773-66-1013 FAX 0773-62-7957 受付時間 午前8:30～午後5:00（平日）
中丹東保健所	所在地 舞鶴市字倉谷1350-23 電話番号 0773-75-0805 FAX 0773-76-7746 受付時間 午前8:30～午後5:00（平日）
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係 相談担当	所在地 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 COCON 烏丸内 電話番号 075-354-9090 受付時間 午前 9時00分～午後 12時00分（平日） 午後 1時00分～午後 5時00分（平日）

5. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 午前 7時30分から
 - 昼食 午後 12時00分から
 - 夕食 午後 6時00分から
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス（月1～2回実施します）
- ⑨ その他

6. 費用

介護保険の適用がある場合は、利用者の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、当施設に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は、1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引換に領収書を発行します。

【料金表】

料金表については、別紙「サービス提供に伴う利用者負担料金表」をご確認下さい。

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いしています。

＜協力医療機関＞

- ①・名 称 国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院
 - ・住 所 京都府舞鶴市字浜1035番地
- ②・名 称 舞鶴赤十字病院
 - ・住 所 京都府舞鶴市字倉谷1675番地

＜協力歯科医療機関＞

- ①・名 称 国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院 歯科口腔外科
 - ・住 所 京都府舞鶴市字浜1035番地
- ②・名 称 小瀬木歯科医院
 - ・住 所 京都府舞鶴市北田辺154番地

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

◇ 受診時における情報提供書・お薬手帳・被保険者証の持参

入所利用者が保険医療機関に受診する場合、施設医師が作成する「情報提供書」とお薬手帳及び被保険者証を持参しなければなりません。

8. 施設利用に当たっての禁止事項

- ・原則、敷地内禁煙とする。
- ・飲食物の持ち込みは、禁止とする。
- ・職員又は他利用者に対して、暴言、暴力、脅迫、恐喝、強要、ハラスメント等の迷惑行為は禁止する。
- ・職員又は他利用者に対して、プライバシーの侵害となる写真撮影、録音、録画等を無断で行うことは禁止する。
- ・他人を動搖させたり、自由を侵すような宗教活動は一切禁止する。
- ・ペットの持ち込みは禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・火気の取扱いは、禁止する。

9. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会は、当施設の定めた時間内とする。
- ・消灯時間は、午後9時とする。
- ・外出・外泊は、「外出・外泊申請書」により施設長の許可を得るものとする。
- ・施設の設備・備品の利用に当たって、無断で備品の位置、または形態を変えてはならない。

- ・所持品・備品等の持ち込みは、事前に施設の許可を得るものとする。
- ・当施設では、現金や貴重品等のお預かりや持ち込みはできません。万一、盗難紛失されましても当施設は責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ・当施設は、衣料品等の消耗品に関する紛失、盗難、汚れ、破損等による損害賠償を行わない。
- ・感染症の拡大防止の為、早急に必要な措置を講ずることがある。
- ・ご利用のお申込みに当たり、利用者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

10. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、火災通報装置
- ・防災訓練 年2回

11. 個人情報の利用目的について

当施設では利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、お預かりしている個人情報について、「個人情報の保護に関する基本方針」に利用目的を以下の通りと定めています。

1. 内部利用について

- (1) 当施設が利用者等に提供する介護サービス、その他サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 介護サービス、その他サービスの利用に係る施設の管理業務のうち次のもの
 - ・入退居及びサービスの開始、中止等の管理
 - ・会計、経理事務
 - ・事故及び緊急時等の報告連絡
 - ・当該利用者の診療等にあたり、主治医等への意見・助言を求める場合
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

※当施設では、防犯および利用者の安全確保等のため、施設内にカメラを設置しております。撮影された画像データは定期間保存され、安全管理等の目的に利用する場合があります。

2. 連携医療機関・他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- (1) 連携医療機関・他の介護事業者等に提供する介護サービス、その他サービスのうち次のもの
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明

※当施設では、利用者の医療連携強化のため、連携医療機関等へ医療情報（傷病名、検査情報、薬剤情報等）を提供し、電子カルテ等の情報を共有します。

(2) 介護保険業務のうち次のもの

- ・保険事務の委託（一部委託を含む）
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は自治体（保険者）からの照会への回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談及び届け出等

3. 上記以外の利用目的

(1) 当施設の内部での利用に係る利用目的

①当施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービス、その他サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・各事業所等において行われる学生等の実習への協力
- ・各事業所等において行われる事例研究等

(2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

①各事業所の管理運営業務のうち次のもの

- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

舞鶴共済病院 介護老人保健施設 すこやかの森

入所利用同意書

舞鶴共済病院 介護老人保健施設 すこやかの森の入所利用をするにあたり、介護老人保健施設入所利用約款、重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

(続柄)

介護老人保健施設 すこやかの森
施設長 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条の緊急時及び第11条の事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	